(第52回審議会本会 資料1)

今後のごみ減量施策の在り方の検討について

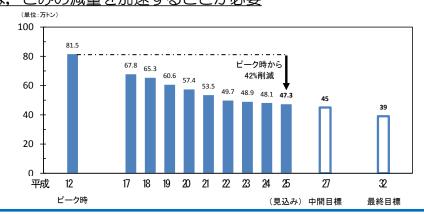
- 1 背景
- 2 検討趣旨
 - (1) 「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方
 - (2) 東部山間埋立処分地の延命策の在り方
- 3 検討の進め方(案) (体制, スケジュール)

1 背 景

- 本市では、平成22年3月に策定した「みんなで目指そう!ごみ半減!循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(以下「ごみ半減プラン」という。)に基づき、様々なごみ減量の取組を進め、大幅なごみの削減を図ることができたが、近年は微減の状況にあり、ピーク時からごみを半減する目標を実現するためには、ごみ減量の取組をさらに加速する必要がある。
- また、焼却灰溶融施設整備事業については、平成25年8月に契約解除したことから、本市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をより長期に活用するとともに、焼却灰のリサイクル等の有効利用を図るために、改めて延命策を検討することが必要である。

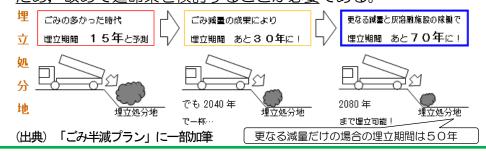
ごみ量の現状 ※詳細【別紙】ごみ量の推移 参照

- ・ 本市のごみ量は、<u>ピーク時の平成12年度が82万トン</u>であったが、家庭ごみ有料指定袋制やプラスチック製容器包装の分別収集、業者収集ごみの透明袋制などの様々なごみ減量の取組により、平成24年度には48.1万トンと、ピーク時から4割以上削減
- <u>平成25年度は</u>, 12月末時点の速報値に基づき推計すると, 対前年度8千トン減となる473万トンとなる見込み
- ・ ごみ量は減少傾向にあるものの、平成22年度以降は微減にと どまっており、また、家庭ごみが平成23年度に一旦増加に転じ るなど、平成32年度の目標である39万トンを達成するために は、ごみの減量を加速することが必要



東部山間埋立処分地の延命化及び焼却灰の有効利用

- <u>「ごみ半減プラン」では、ごみ減量の取組に加え、ごみの焼却後に発生する焼却灰を溶融処理して有効利用することにより、</u> 埋立処分量を削減し、処分地の延命化を図ることとしている。
- しかし、<u>これまで進めてきた焼却灰溶融施設整備事業は</u>、施工業者の技術力不足により、本格稼働に至ることなく、<u>平成</u>25年8月に契約解除となった。
- ・ <u>このままでは</u>,「ごみ半減プラン」に掲げる最終処分量削減 目標の達成は困難であり(24年度:実績6.8万トン,27年度 目標:3.9万トン,32年度目標:2.8万トン),<u>今後70年と見</u> 込んでいる埋立期間も,50年まで短縮されてしまうことから, 本市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をより長期 に活用するとともに,焼却灰のリサイクル等の有効利用を図る ため、改めて延命策を検討することが必要である。



検討 脚 一 ~(1)「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方~

- 「ごみ半減プラン」の策定から約4年が経過し、プランに掲げるほとんどの施策を実施しており、ごみ量は減少 傾向にあるものの、「ピーク時からのごみ半減」の実現に向け、今後、ごみ減量の取組をさらに加速するためには、 現行施策の徹底・強化に加え、容器包装等の枠組みの条例化を含めた新たな施策も必要である。
- 平成25年3月の東部クリーンセンターの休止により実現したクリーンセンター3工場体制を維持していくため には、将来的な大規模改修工事期間を2工場体制で対応できるごみ量まで削減する必要があることから、今後約9 万トンものごみを削減し、「ピーク時からのごみ半減」の目標を確実に達成しなければならない。また、現在の指 標が、資源化量を含めたものとなっており、市民、事業者の分別努力が反映されないことが課題となっている。
- 国の動向については、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定されるとともに、小型家電リ サイクル法の制定をはじめ、リサイクル関係法令の制定・改正の動きが見られるが、「発生抑制・再使用」(2) R)、「リサイクル」、「適正処理・エネルギー回収」を基本とする考え方に変わりはない。
- こうした状況を踏まえ、「ごみ半減プラン」の基本的な考え方、目標を確認いただきつつ、プランに掲げる取組 (41の推進項目)を見直し、容器包装等の枠組みの条例化を含め、新たに実施すべき施策の在り方を御審議いただき たい。
- ※ 「ごみ半減プラン」の施策等の進ちょく状況や、ごみ質・ごみ量等の現状・課題については、次回の第53回審 議会にて、もう少し詳細な状況をお示しさせていただく。

「ごみ半減プラン」の41の推進項目の実施状況

区分	実施済み 又は 実施中	実施前 最終段階	企画構想 段階	着手前	合計
推進項目数	34	1	6	0	41
割合	83%	2%	15%	0%	100%

レジ袋の削減の取組の拡大、45リットル袋のあり方の検討. 容器包装削減策の検討(条例、ガイドライン)、

排出事業者の処理手数料の検討、宿泊施設での宿泊客への分別指導

国の動向

- 第三次循環型社会形成推進基本計画
- (減量だけでなく)質にも着目した循環型社会の形成 ~
- 今後取り組むべき主な課題
 - 2R(発生抑制・再使用)の取組がより進む社会経済シス テムの構築
 - 使用済製品からの有用金属の回収
 - 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 など
- リサイクル関係法令の制定・改正の動き
 - 小型家電リサイクル法の施行(平成25年4月)
 - 食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の見直し審議中

2 検討趣旨 ~(1)「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方~ (新たな枠組みの条例化の在り方)

- 京都市では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムの象徴と言える「容器包装」をターゲットに、 そもそもごみを出さない「発生抑制」の推進に重点を置いた、「容器包装の削減に関する条例等の新たな枠組み」 の構築に向けた検討を進めている。
- 京都市では、審議会の意見を参考にしつつ、平成25年度中に、容器包装の削減に関する現時点での基本的な考え方を「中間とりまとめ」として示す予定であるが、近年、ごみ全体の減量が微減にとどまっていることから、本市が目指すピーク時からのごみ半減を実現するためには、容器包装の削減に加え、ごみ減量全般に検討範囲を広げて条例化を検討することが望ましい。
- 検討に当たっては、課題を次の2つに大きく分けることができると考えられる。
 - ア 発生抑制、再使用、自主的な分別・リサイクルの取組の推進 市の分別収集への分別排出については一定の理解が進んでい ると考えられるが、ごみの「発生抑制・再使用」(2R)、店 頭回収等への協力などの自主的な分別・リサイクルについては、 まだまだ取組が浸透していない。
 - イ 資源ごみ等の分別意識の向上(分別ルールの徹底) 容器包装を主とする資源ごみの収集への分別排出について, 一定の理解が進んでいるとはいえ, 分別を実施していない市民 がいることや, 分別の精度が低いことなど, 未だ改善の余地が 残されている。
- こうしたことから、容器包装の「中間とりまとめ」を基礎とし、 ごみ減量・分別の全般について検討を加えた新たな枠組みの条例 化について、上記のア、イの2つの視点を踏まえ、その在り方を 御審議いただきたい。

検討の視点(範囲)のイメージ図

	取組例					
品目例	多件集制 不供用	リサイクル	適正処理			
	発生抑制・再使用	自主的な分別・リサイクル	市の分別収集			
容器包装	買い物の仕方	店頭回収・拠点回収	`			
	イベントでのリユース	イベントでの分別	!			
生ごみ	買い物の仕方	生ごみ処理機の利用	i			
	食事の仕方	地域での堆肥化	」 缶・びん・ ペットボトル、 プラスチック製 容器包装			
紙ごみ	買い物の仕方	店頭回収・拠点回収 !				
	使い方(裏紙利用など)	集団回収				
古着	フリーマーケットや 古着屋の利用	店頭回収・拠点回収				
剪定枝	_	移動式資源拠点回収				
	1	地域での堆肥化 (熱葉)	など			
電池	使い方	。 店頭回収·拠点回収				
	(使い捨て→充電式)	心强凹 以"预 点凹收	i			
:			\ ,			
容器包装の「中間とりまとめ」						
の範囲						

1

2 検討趣旨 ~(2) 東部山間埋立処分地の延命策の在り方 ~

- 平成16年度から着手した<u>焼却灰溶融施設整備事業</u>については、「ごみ半減プラン」にも位置付けて進めてきたものの、プラント試運転中に度重なる重大なトラブルが発生し、プラント整備工事の請負業者である住友重機械工業株式会社(以下「住友重工」という。)が本市に確約した引渡し期限である平成25年8月末日までには施設の引渡しができないと本市が判断したため、平成25年8月に契約解除することとなった。
- <u>トラブルについて</u>京都市の庁内技術検証チームにて検証を行った結果,<u>焼却灰を溶融する技術自体は延命策として問題がなく</u>,住友重工の技術力不足が原因であることが明らかになった。
- こうしたことから,更なる<u>ごみの減量・リサイクルを推進し,「ピーク時からのごみ半減」を実現することを前</u> <u>提に,あらゆるごみ処理技術・システムの進展を踏まえ,焼却灰のリサイクル等の有効利用策も含め,改めて延命</u> <u>策の在り方を審議していただきたい。</u>

焼却灰溶融施設の有用性及び延命策例

■ 焼却灰溶融施設の有用性

焼却灰の溶融技術は、平成8年度から国の施策として、国庫補助金を活用し、新たにごみ焼却施設を整備する場合には、最終処分場の延命を図り、ダイオキシン類の飛散・溶出防止や焼却灰のリサイクルを推進するため、灰溶融設備の設置が義務付けられていたことや、全国で214施設(平成25年7月末現在)の灰溶融施設が稼働していることからも、焼却灰を溶融する技術は埋立処分地を延命させるために有用であり、確立された技術であることは明らかである。

■ 延命策例

焼却灰溶融施設を導入する方針を決定した平成11年度頃には、実用化段階にある延命策は、焼却灰溶融技術にほぼ限られていたが、これまでの間のごみ処理技術・システムの進展により、新たな延命策も、他都市等において実用化されている事例も存在している。 現在考えうる延命策例を下表に示す。

3 検討の進め方(案) ~ 体制

京都市廃棄物減量等推進審議会(審議会本会)

- 各部会からの報告を受け、中間答申及び最終答申のとりまとめを行う。
 - 中間答申:平成26年9月を目途に、条例化が必要な事項の在り方をとりまとめる。
 - 最終答申:平成26年12月を目途に、その他施策全般についてとりまとめる。

ごみ減量施策等検討部会

「(1)「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方」を審議する。

【委員構成】

学識経験者 2~3名

小売事業者 3~4名(兼 排出事業者)

※ 外食事業者の選定も検討

収集運搬事業者 1~2名

※ 資源化事業者の選定も検討

市民団体等 3~4名

※ 事務局にて委員候補を選定し、会長と相談の上で決定し、審議会本会の委員に報告する。

東部山間埋立処分地延命策検討部会

「(2) 東部山間埋立処分地の延命策の在り方」を審議する。

【委員構成】

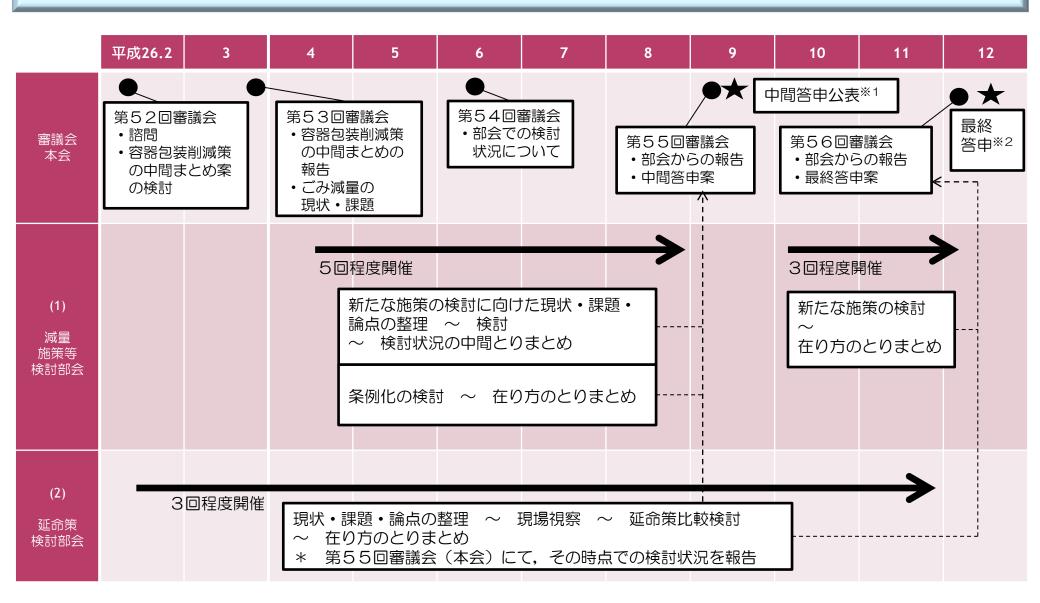
学識経験者 5名程度

※ 事務局にて委員候補を選定し、会長と相談の上で決定し、審議会本会の委員に報告する。

中間答申、最終答申

諮問

3 検討の進め方(案) ~ スケジュール



- ※1 中間答申に基づき、本市にて条例等の新たな枠組みの骨子案を作成し、パブリックコメントを行った上で、条例等を制定する。
- ※2 最終答申に基づき、本市にて見直し後の「ごみ半減プラン」案を作成し、パブリックコメントを行った上で、プランを策定する。